

一般事業主行動計画

当院においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、職員がもっと子育てに関わることができる環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1:計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2:目標

子育てを行う職員の、仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備

3:内容

職員に対し、育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働保険法に基づく産前産後休暇など諸制度を周知する。

有給取得率の高い部門は現状を維持し、取得率の低い部門の年間7日の有休取得を目指す。

4:対策

制度に関する資料を作成し、掲示等により職員への周知・啓発を行う。
業務の合理化・効率化を行う。

5:現在実施中の取組・実績など

育児休業:希望者全員取得

(男性育児休業:希望者の希望期間に対して100%実施)

時間外労働の免除:希望者全員に実施

深夜業務の免除:希望者全員に実施

短時間労働:希望者全員に実施

有給休暇:全体での取得率は約80%で、おおむね取得できている。ただし、取得しやすい環境にある部署とそうでない部署との間に取得率の差が見られる。

2021年4月1日

医療法人社団造山会

まきび病院